

川崎市告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市生活文化会館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市生活文化会館条例（平成7年川崎市条例第47号）第4条第3項の規定により告示します。

令和8年1月6日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市生活文化会館 川崎市高津区溝口1丁目6番10号
指定管理者	(所在地) 横浜市中区寿町1丁目4番地 (名称) 公益財団法人神奈川県労働福祉協会 (代表者名) 理事長 和田 久
指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで